

リンクスの 事業再生現場

レポート 第54回



(株) リンクス

宇都宮市西一の沢町8-22 栃木県林業会館5F
TEL: 028-634-5088
Mail: info@rincs.biz
URL: http://www.rincs.biz/

【第三者保証】

「経営者保証に関するガイドライン」が今年2月から開始されています。先月の帝国タイムスにも取り上げられていましたので、目にした方も多いと思いますが、簡単に言うと、中小企業が金融機関から融資を受ける際、経営者個人の連帯保証を取らないことを金融機関に求める指針です。事業の失敗が人生の失敗になることを防ぐものであり、大局的な見方をすれば、事業意欲を育てていくためにも有意義なものです。ただし、現在負っている個人保証を解除していくというものではありませんので、将来に向けた第一歩といったところでしょうか。

経営者保証問題が議論されている中、実は、経営者保証よりも切実な問題があります。それは、第三者の個人保証です。金融機関から調達する際、代表者の連帯保証が当然のように条件となっていますが、稀に、親戚や知人等の連帯保証を追加で求められるケースがあります。これは、通常の審査では通らない案件のため、第三者の信用力や資産背景を用いて、審査を通す一般的な手法でした。

しかし、よく考えれば、「貸さぬも親切」の案件です。貸手である金融機関がリスクを取りきれないのであれば、貸すべきではありません。そのリスクを第三者に押し付けることは避けるべきものです。将来、不幸を生み出すような貸出はお互いの為にならないでしょう。

今回紹介しますAさんは、15年前に創業し、義理の父親の保証の下、自宅兼店舗資金を金融機関から借入れました。しかし、事業は好転せず、

返済は滞り、3か月前に廃業したそうです。金融機関本部は、自宅兼店舗の競売と、連帯保証人である義父の資産差押を営業店に指示したそうです。対応に困った営業店の担当者から、Aさんを紹介されたのです。

Aさんとお会いしたところ、事業の失敗は自分の責任であり、自宅を手放すことは覚悟しているようでした。しかし、義理の父親には絶対に迷惑をかけたくないと切実に訴えてきました。年老いた義父の生活を奪って良いはずがありません。早速、Aさんのリクエストに応えるべく、返済プランを検討しました。

まずは、担保である自宅兼店舗を高値で売却し、債務をできるだけ圧縮することです。競売となると、債務は10百万円以上残ってしまいそうですので、競売への着手に3ヵ月間の猶予をいただき、その間に任意売却を進める策です。金融機関側も同意です。売却希望価格は債務と同額としましたが、結局5百万円の債務が残ってしまいました。同時進行で義父とも話し合いを持ちましたが、金銭面での余裕はありません。義父には自宅不動産があるのみです。義父との面談には金融機関も同席いただき、状況を共有してもらいましたが、今更ながら、金融機関は当時の融資姿勢を悔やんでいます。しかし、金融機関の立場として、保証人解除は不可能なのです。

最終的には、残債務を更に長期返済に組替え、Aさんの新たな収入から返済していくことで金融機関には納得していただきましたが、リスクを先延ばししたただけかもしれません。今後のAさんの踏ん張り次第です。



〈著者プロフィール〉

代表取締役社長 佐藤 正人

昭和37年生まれ、大田原高校、新潟大学卒。

昭和60年足利銀行へ入行後、営業店、審査部門を経て平成16年退社。

在職中の事業再生の経験を活かし、平成18年栃木県で初めての事業再生専門のコンサルティング会社である(株)リンクスを設立し代表者に就任。以来地元中小企業の多くの事業再生を行っている。